

2015 年 10 月 19 日 第 24 回ガスシステム改革小委員会資料

ガス小売市場への信頼・安心を担保する制度設計を望みます

日本生活協同組合連合会
組合員活動部部長 二村 睦子

前回委員会にて、すでに自由化市場となっている LP ガス市場において、業界団体や優良な事業者の皆様のご努力にもかかわらず、必ずしも透明で公正な市場が形成されていないという点を述べさせていただきました。この点につきまして、消費者団体が行った調査を事例として紹介します。本日配布したパンフレットは、北海道の消費者団体・生協が共同で制作しているもので、ページ番号が青字の部分は業界団体等の資料からの引用、赤字部分は消費者団体による価格調査のまとめとなっています。また、灯油と LP ガスの価格動向が別紙で挟み込んであります。主催団体では、このパンフレットを使って、消費者への学習・啓発を行うとともに、地域で LP ガス問題を考えるための公開シンポジウム等も開催しております。

添付のパンフレット 7 ページから 10 ページと挟み込みの資料が調査の結果です。パンフレット 7 ページ及び挟み込み資料にありますように、同じ自由市場である灯油と比べても、LP ガスにおいては地域間格差がありその差が拡大傾向にあること、原油価格や卸売価格の変動が小売価格に連動していないことがわかります。パンフレット 8・9 ページは、実際の請求書を集めて料金の分析をしたものです。基本料金・従量料金とも、相当程度のばらつきがあること、使用量が大きくなるとばらつきの幅が大きくなっていることがわかります。消費者としては、なぜこのような差が生まれるのか、とても不思議に思います。またこのことは、消費者団体がこのような調査をした結果わかったもので、通常消費者はこうしたばらつきを知ることができないという点にも留意する必要があります。

今般のガスシステム改革においては、ガス小売市場が消費者からの信頼・安心を得られるようにすることが重要です。そのためには、料金体系の透明性・公平性が担保されることが必須です。消費者の側から見た時に必要な情報が開示されており、納得して事業者を選択できるような状態となるよう、諸制度の設計を行っていただくようお願いします。

LPガス

消費者の願い

～LPガスの「適正価格・安定供給・安全確保」～

実現のための問題提起

知ってましたか？

LPガス基礎知識

調べてみました！

LPガス販売の実態

考えてみませんか？

我が家のLPガス契約



発行にあたって

LPガスは、日本における全世帯の約52%で使用されており、家庭生活にとって重要なエネルギーの一つとなっています。

しかし、消費者からは、①料金が安い、②料金システムがよく分からない、③購入先を変更しようとしてトラブルになった、などの苦情や疑問も多く聞かれるところです。とりわけ、北海道内におけるLPガス料金は、他の地域と比較して高額であり、全国平均価格との価格差は年々拡大しています。

LPガスの料金は、それぞれの販売事業者が価格を決め、自由競争の下で適正な価格が維持されるという建前がとられていますが、消費者が、一種の公共料金のように思っていて、業者を選べることを知らなかったり、集合住宅であるとか、地域の業者数が限られているなどの事情で、選択の余地が乏しい場合も少なくありません。また、これらのことも背景にあるのですが、販売事業者が、価格につい

て消費者の理解を得るための努力や情報開示を十分に行っていないと思われる事例も見受けられます。

こうした状況を改善したいと考えて、適格消費者団体消費者支援ネット北海道（ホクネット）・北海道消費者協会・北海道生活協同組合連合会（道生協連）の3団体は、共同して「LPガス問題を考える会」を立ち上げ、LPガス取引の実態調査や事業者・行政・消費者それぞれに向けた取り組みを進めることとしました。

本パンフレットは、その活動の一環として、多くの消費者の方々に、LPガスやLPガス取引についての理解を深めていただき、契約条件や購入先などについて判断される際の一助になればとの思いから作成したものです。是非、一人でも多くの方々に、ご活用いただければ幸いです。

LPガス問題を考える会 座長 道 尻 豊
(消費者支援ネット北海道 専務理事)

目 次

1 LPガス主な輸入先とその変化 ……02	6 調べてみました① ……07 LPガス価格と灯油価格の推移
2 LPガス流通・配送のイメージ図 ……03	7 調べてみました② ……08 請求書とアンケート調査
3 価格構成とLPガスの特性 ……04	8 調べてみました③ ……09 基本料金と従量料金の区別のないガス料金の分布
4 LPガスの料金システム ……05	9 調べてみました④ ……10
5 設備の管理責任と所有関係 ……06	10 全国LPガス協会 ……11～13 「LPガス販売指針」より 新聞報道より ……14

※本パンフレットの作成にあたっては、一般財団法人エルピーガス振興センターのご了解を得て、同センターご作成の資料から一部転用させていただいております。

1

LPガス主な輸入先とその変化

供給フローと国別輸入数量



国別輸入数量

単位:千トン

	2005年度		2014年度		14/05年 比
	数量	構成比	数量	構成比	
カタール	1,262	9.0%	3,105	27.0%	246.0%
アラブ首長国連邦	3,428	24.3%	2,464	21.4%	71.9%
サウジアラビア	5,405	38.4%	1,310	11.4%	24.2%
その他	1,873	13.3%	1,395	12.1%	74.5%
中東計	11,968	85.0%	8,274	71.9%	69.1%
米国	33	0.2%	1,991	17.3%	6033.3%
オーストラリア	1,084	7.7%	534	4.6%	49.3%
東ティモール	24	0.2%	285	2.5%	1187.5%
その他	974	6.9%	427	3.7%	43.8%
中東以外計	2,115	15.0%	3,237	28.1%	153.0%
総 計	14,083		11,511		81.7%

出典:エルピーガス振興センター

●アメリカ産のガスが増えています

国内LPガス輸入基地配置図

輸入基地:35箇所
(青:ユーザー基地5箇所含む)
実貯蔵能力……………P:2,326,379トン
実貯蔵能力……………P:1,723,724トン
実貯蔵能力……………合計:4,050,103トン
○ 国備併設基地



出典:エルピーガス振興センター

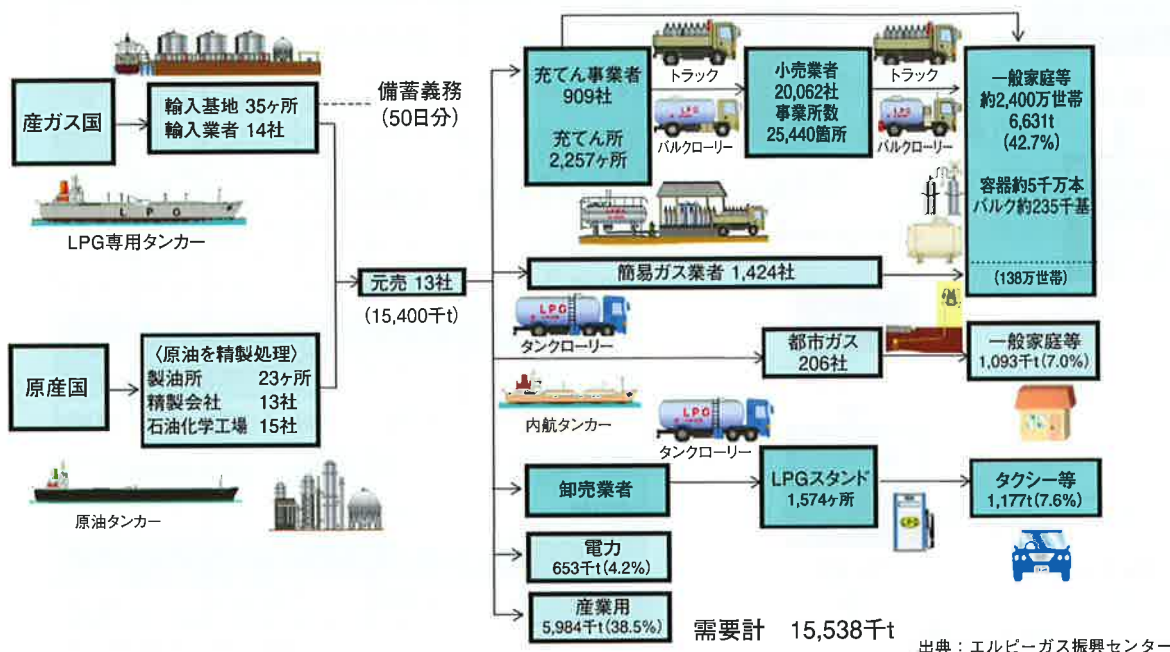
●北海道に基地はありません

2

LPガス流通・配送のイメージ図

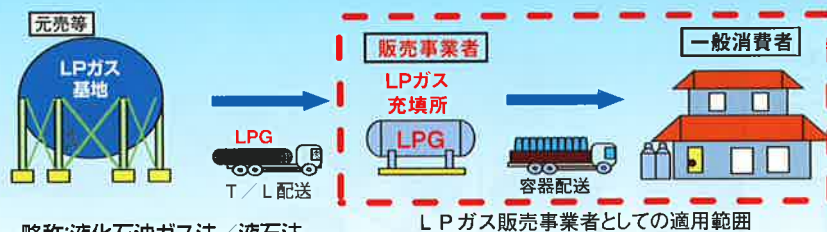
LPガスの流通経路

- 高压ガスの容器配送という特性から、流通経路が多段階で複雑
- 高压ローリーでの配送や、ポンプによる小口配送により配送費用が高コスト



● 流通経路が複雑でコスト高

LPガス法、都市ガス、簡易ガスの流通(概略図)

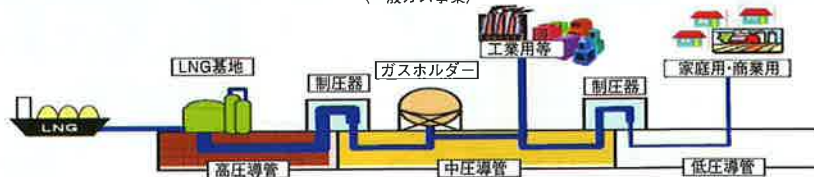


略称: 液化石油ガス法 / 液石法

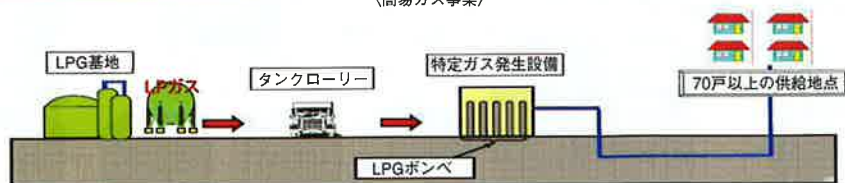
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制

〈一般ガス事業〉



〈簡易ガス事業〉



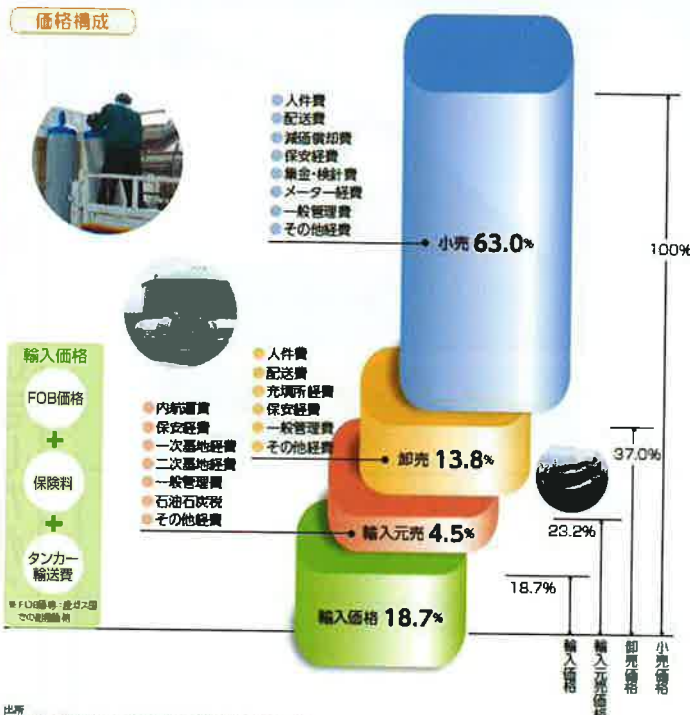
出典: エルピーガス振興センター

● 都市ガスと簡易ガスの料金は認可制・LPガスは自由料金

3

価格構成とLPガスの特性

LPガス価格構成



左図は、当センターが調査した家庭用の末端消費者へのLPガス価格構成の全体像です。

もちろん全事業者を調査した訳ではありませんし、また、地域性や販売規模等を加味したものでもありません。

したがって、この図はあくまでも、自社の実態等と比較するための参考として見て下さい。

● LPガス価格は経費が80%以上

出典：エルピーガス振興センター

容易に供給可能なエネルギー

液化された状態で容器に入っているため
運搬が容易で、全国津々浦々まで供給
されています。

都市ガスエリア



我が国の1次エネルギー供給の約5%を占め、
民生需要の割合が高く、全国の約2,500万世帯
(全世帯の約52%簡易ガス含む)で使用されています。

高熱量のエネルギー

他のエネルギーと比べても発熱量が大きく、
操作も簡単で
扱いやすい
エネルギーです。



出典：エルピーガス振興センター

LPガスの性質

● 液体(ガスライターのガス
と同様)で貯蔵・配送され、
気体で消費されます。

● 無色透明で無臭です。
従ってガスが漏れても
わかるように臭いを
つけています。

容器の中はガス
ライターと同じ



20 kg
入り容器

出典：エルピーガス振興センター

● 運搬・供給が容易で災害時に威力を発揮

4

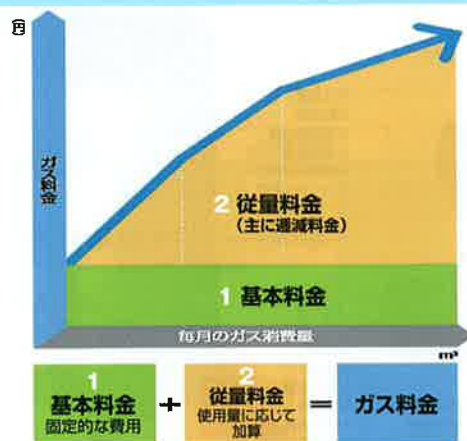
LPガスの料金システム

二部料金制

【料金制度の種類】

■ 二部料金制

二部料金制とは、
「基本料金」と「従量料金」との
合計で算出されるものです。



基本料金	ガスの消費量の多少に関係なく1軒に生じる固定的な費用 ①容器やメーターなどガスを供給ための設備費 ②保安や検針にかかる費用など
従量料金	ガスの使用量に応じてかかる費用 ①ガスの原料費 ②ガスの配送費など

出典：エルピーガス振興センター

●こんなこと、知っていましたか？

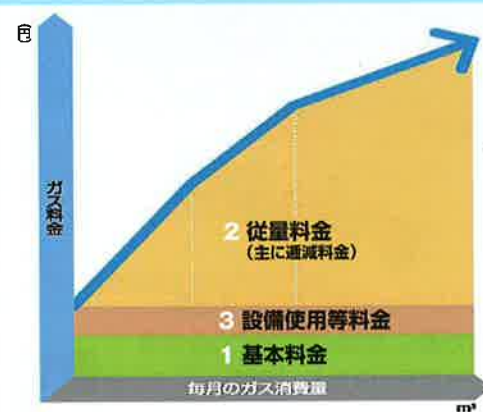
三部料金制

【料金制度の種類】

■ 三部料金制

三部料金制とは、基本料金と従量料金のほかに
料金徴収科目を設けたものです。
つまり、二部料金制の基本料金に含まれている
設備利用等料金を別立てとして徴収する料金体系です。
なお、販売店が所有する消費設備を消費者が使用する
場合には、その使用料を交付書面に記載することが
液石法により義務付けられています。

基本料金
ガスの消費量の多少に関係なく1軒に生じる固定的な費用 ①容器やメーターなどガスを供給ための設備費 ②保安や検針にかかる費用など
従量料金
ガスの使用量に応じてかかる費用 ①ガスの原料費 ②ガスの配送費など



$$\begin{array}{|c|} \hline 1 \\ \hline \text{基本料金} \\ \hline \text{固定的な費用} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 2 \\ \hline \text{従量料金} \\ \hline \text{使用量に応じて} \\ \hline \text{加算} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 3 \\ \hline \text{設備利用等} \\ \hline \text{料金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ガス料金} \\ \hline \end{array}$$

設備利用等料金
二部料金制では基本料金に含まれている設備利用料等料金を別立てで支払う費用 ①集中監視システムの利用料 ②ガス警報器の利用料 ③ガス消費設備(配管、給湯器等)などを販売店から借り受けている場合の費用など

出典：エルピーガス振興センター

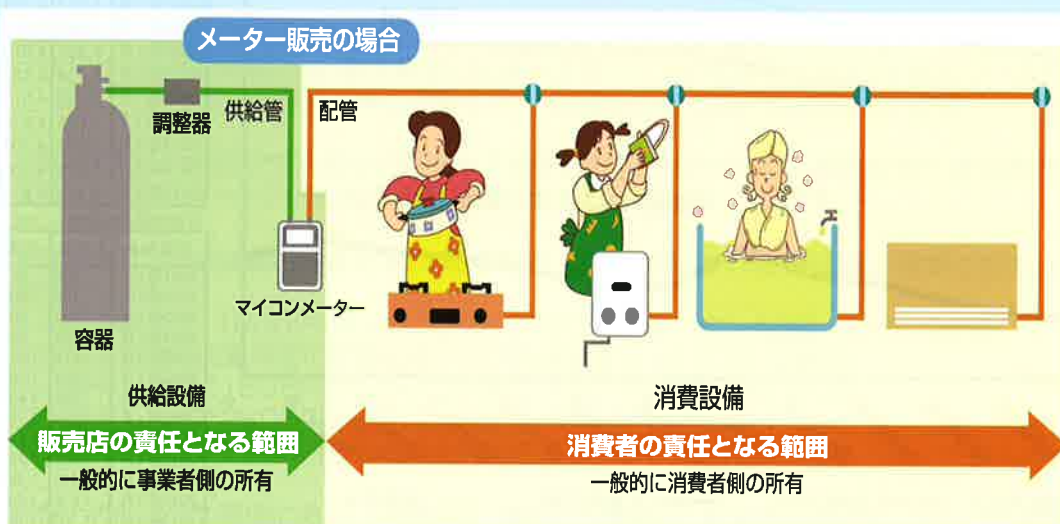
●区分のない請求書は是正を求めましょう！

5 設備の管理責任と所有関係

契約関係

■設備の区分

供給設備は販売店、消費設備は消費者の管理責任



出典：エルピーガス振興センター

●我が家の配管と器具は誰のもの？

消費設備費用負担を巡る問題点

■顧客獲得の商慣行

新規顧客の獲得

消費設備に関わる配管の費用

無償

■商慣行から発生する疑問

- 無償配管費を全体の顧客から薄く料金に含めてコスト回収している？
- 配管以外のガス機器等消費設備についても同様のコスト回収をしている？
- 解約時に販売業者が消費者に配管費用を請求するといったトラブル等

「LPガス料金問題検討会最終報告」で
これらの問題に対する解決方法を提言した

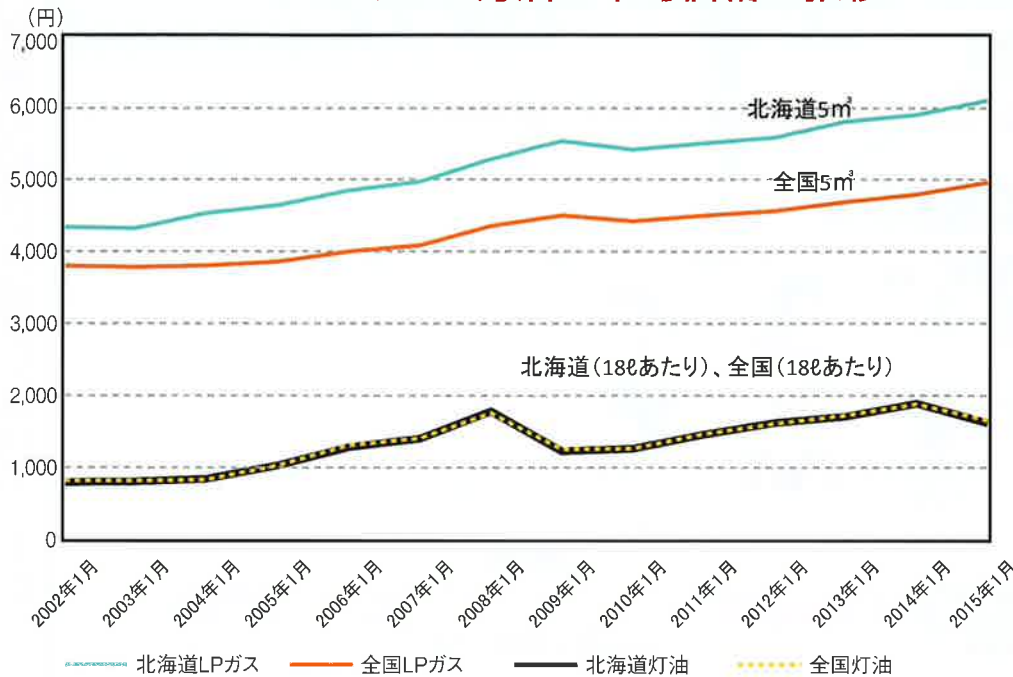
出典：エルピーガス振興センター

●商慣行がトラブルの要因に

6

調べてみました① LPガス価格と灯油価格の推移

LPガス、灯油の平均価格の推移



出典：一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 石油情報センターホームページデータで作成

家庭用液化石油ガス(／5m)

調査年月	北海道	全国	北海道／全国
2002年1月	4,350	3,808	1.14
2003年1月	4,335	3,790	1.14
2004年1月	4,547	3,812	1.19
2005年1月	4,656	3,866	1.20
2006年1月	4,863	4,008	1.21
2007年1月	4,987	4,095	1.22
2008年1月	5,303	4,366	1.21
2009年1月	5,555	4,513	1.23
2010年1月	5,434	4,432	1.23
2011年1月	5,523	4,513	1.22
2012年1月	5,605	4,578	1.22
2013年1月	5,828	4,704	1.24
2014年1月	5,922	4,808	1.23
2015年1月	6,122	4,976	1.23

灯油店頭現金価格(／18ℓ)

調査年月	北海道	全国	北海道／全国
2001年1月	850	871	0.98
2002年1月	782	808	0.97
2003年1月	793	805	0.99
2004年1月	831	820	1.01
2005年1月	1,018	1,019	1.00
2006年1月	1,274	1,302	0.98
2007年1月	1,396	1,402	1.00
2008年1月	1,778	1,753	1.01
2009年1月	1,217	1,247	0.98
2010年1月	1,252	1,254	1.00
2011年1月	1,449	1,457	0.99
2012年1月	1,616	1,604	1.01
2013年1月	1,703	1,720	0.99
2014年1月	1,884	1,877	1.00
2015年1月	1,612	1,650	0.98

ポイント

LPガスは全国と北海道の価格差が年々拡大

- LPガスの北海道価格は、全国で一番高い状況となっています。
- 全国と北海道の価格格差は、2002年度1.14倍から2015年度の1.23倍へ価格格差は拡大し続けています。
- 価格格差が広がり続ける合理的な理由は、調査した範囲では見つかりません。
- 一方、同じく原油を主な原料としている灯油は、全国価格と北海道価格がほぼ重なって推移しており、格差は見られません。
- また、原油価格の推移を灯油価格は反映していますが、LPガス価格は不十分な反映となっています。
- 灯油やガソリンの価格は、マスコミにも大きく取り上げられ、消費者も機敏に対応し、1円でも安い業者やガソリンスタンドを選択できます。
- しかし、LPガス価格は情報開示が不十分で、しかも業者変更には幾つかのハードルがあり、消費者にとって業者を変更しづらい状況があります。
- その結果、同じ地域でも業者間格差が大きく、高いLPガス購入を長年続けている消費者は、そのことに気づかないまま経済的不利益をこうむっています。

7

調べてみました② 請求書とアンケート調査

(91社・318枚分)

LPガス問題を考える会では、消費者協会の会員と生協組合員の協力で、
91社318枚の請求書を集計し分析してみました。

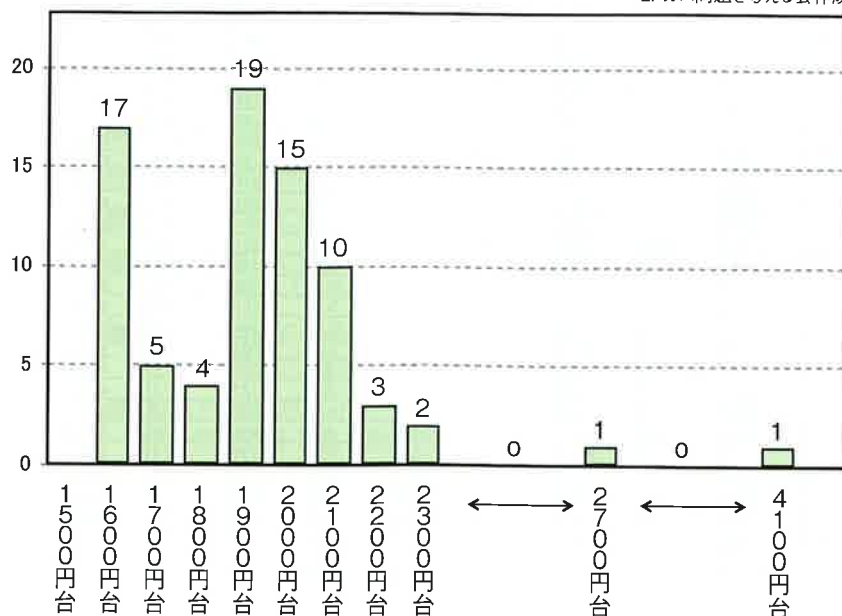
- LPガスは、公共性の強い商品であるにもかかわらず、総じて検針結果や請求書の表現・項目はバラバラで、消費者の知る権利を充足するレベルとしては低い状況にあります。
- 基本料金と従量料金を分けて請求している業者は、約20%に留まっています。
(LPガス協会の資料では、基本料金と従量料金を分けている業者は80%を超えているとのことですので、消費者への情報公開の姿勢が弱く、消費者の知る権利を軽視しています。)
- 一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス販売指針」で示されている検討結果や請求書の例と比較するとかなりのギャップがあり、業者間格差も大きい状況となっています。
- また、LPガス料金は自由料金ですが、基本料金・従量料金いずれも、利用者が理解できない大きな格差があります。
 - ①基本料金で、1600円から2300円まで700円の幅 約1.43倍 (グラフI参照)
 - ②基本料金と従量料金の区別のないガス料金請求で (グラフII・III参照)
 - 事例1.0㎡で1836円から3413円まで、1577円の幅は約1.85倍
 - 事例1.5㎡で2605円から3704円まで、1099円の幅は約1.42倍
 - 事例2.0㎡で2675円から4239円まで、1564円の幅は約1.58倍

※ 注記 同じような環境にある灯油価格は、道内での差額は123円から5円で、3%~5%の範囲に収まっています。

● 変ですな！

グラフI 基本料金の分布 (請求書77枚)

LPガス問題を考える会作成



ポイント

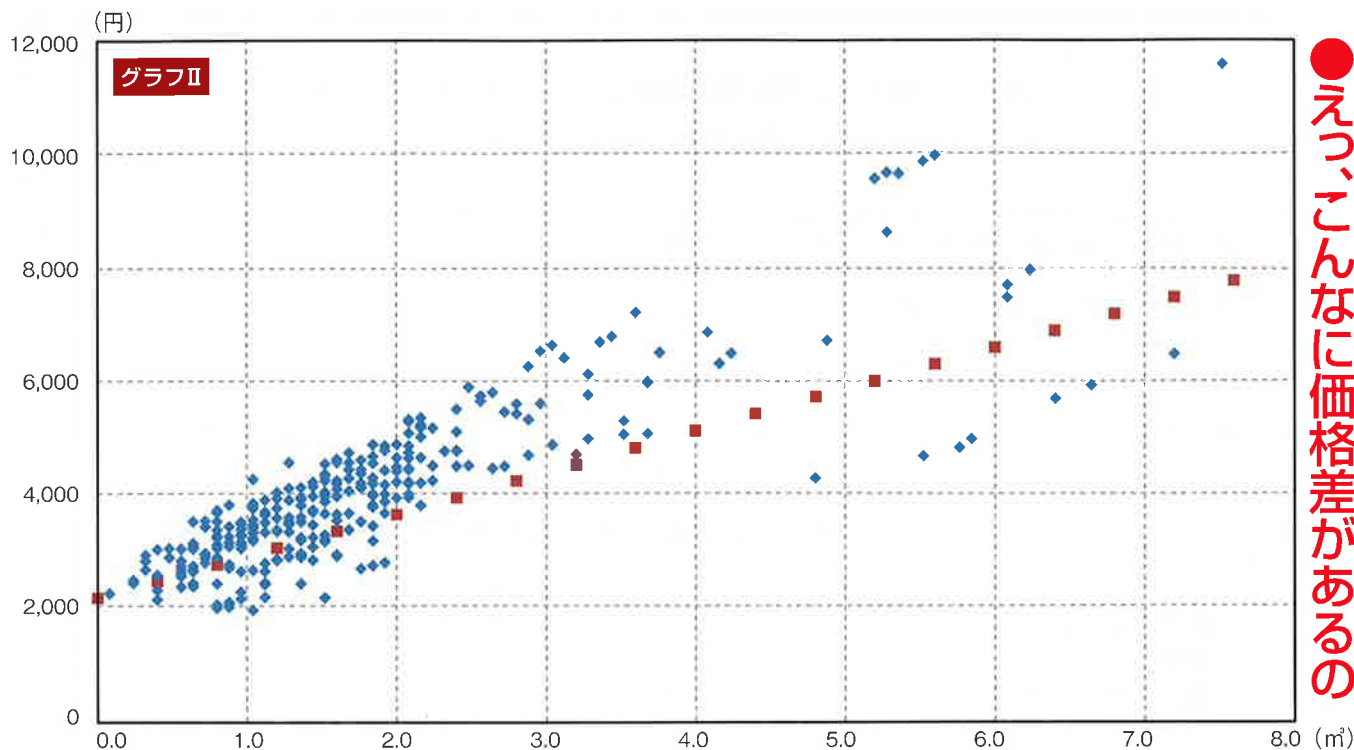
基本料金にも大きな差

- 基本料金を区別している77枚の請求書の分布は、左図にあるように、中心帯は1600円から2300円で、700円(43%)の差がありました。
- 中心帯の加重平均は1882円でした。
- また、2700円と4100円の事例が各1件あり、基本料金とは「ガスの消費量の多少に関係なく一軒に生じる固定的な費用」との説明からは、理解しづらい金額となっています。

● 納得いきません！

8

調べてみました③ 基本料金と従量料金の区別のない
ガス料金の分布 [91社 318枚分]



■ …基本料金1,850円(一律)従量料金1㎡500円(一律)のA社の価格です。

LPガス問題を考える会作成

グラフⅢ

＜請求額合計(リース料除く、10㎡以下)＞

使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)	使用量(㎡)	請求額(円)
0.3	2,240	1.0	1,836	1.2	3,188	1.6	2,664	1.9	2,910	2.2	4,228	2.6	4,261	3.8	4,472
0.3	2,285	1.0	1,890	1.2	3,229	1.6	2,795	1.9	2,949	2.3	2,522	2.6	4,350	3.8	6,082
0.4	2,454	1.0	1,890	1.3	1,802	1.6	3,067	1.9	3,015	2.3	2,822	2.6	4,457	3.9	5,876
0.4	2,596	1.0	2,230	1.3	2,448	1.6	3,190	1.9	3,361	2.3	3,164	2.6	4,665	4.0	4,311
0.4	2,689	1.0	2,657	1.3	2,926	1.6	3,210	1.9	3,558	2.3	3,470	2.6	4,854	4.1	4,586
0.5	1,973	1.0	2,799	1.3	2,967	1.6	3,236	1.9	3,637	2.3	3,506	2.6	4,882	4.1	5,275
0.5	2,122	1.0	2,845	1.3	3,049	1.6	3,300	1.9	3,673	2.3	3,658	2.7	3,496	4.1	5,613
0.5	2,367	1.0	2,849	1.3	3,049	1.6	3,580	1.9	3,710	2.3	3,682	2.7	3,860	4.2	6,132
0.5	2,781	1.0	2,858	1.3	3,050	1.6	3,771	1.9	3,893	2.3	3,845	2.7	4,268	4.3	6,221
0.6	2,651	1.0	2,970	1.3	3,070	1.6	4,187	1.9	3,961	2.3	3,848	2.7	4,604	4.4	4,638
0.6	2,799	1.0	3,002	1.3	3,084	1.7	2,230	1.9	4,001	2.3	3,860	2.7	4,754	4.4	4,856
0.7	2,179	1.0	3,098	1.3	3,142	1.7	2,656	1.9	4,167	2.3	3,940	2.7	4,767	4.5	6,604
0.7	2,342	1.0	3,236	1.3	3,181	1.7	2,688	2.0	2,675	2.3	4,179	2.7	4,805	4.6	4,651
0.7	2,351	1.0	3,380	1.3	3,265	1.7	2,717	2.0	2,699	2.3	4,179	2.7	4,913	4.6	5,490
0.7	2,398	1.0	3,413	1.3	3,446	1.7	2,931	2.0	3,250	2.3	4,180	2.8	3,895	4.7	5,964
0.7	2,451	差額	1,577	1.3	3,494	1.7	2,971	2.0	3,348	2.3	4,288	2.8	4,136	5.1	6,287
0.7	2,512	1.1	1,853	1.3	3,527	1.7	3,229	2.0	3,640	2.3	4,478	2.8	4,748	5.1	6,299
0.7	2,800	1.1	1,911	1.3	3,918	1.7	3,305	2.0	3,758	2.4	2,570	2.9	4,373	5.2	5,786
0.7	2,792	1.1	1,931	1.4	2,012	1.7	3,493	2.0	3,845	2.4	3,371	3.0	4,128	5.3	5,952
0.8	2,188	1.1	2,487	1.4	2,219	1.7	3,592	2.0	3,894	2.4	3,555	3.0	4,374	6.0	3,930
0.8	2,236	1.1	2,499	1.4	2,244	1.7	3,630	2.0	4,190	2.4	3,680	3.0	4,384	6.1	6,153
0.8	2,428	1.1	2,541	1.4	2,430	1.7	3,783	2.0	4,239	2.4	3,832	3.0	4,687	6.5	8,772
0.8	2,462	1.1	2,833	1.4	2,560	1.8	2,611	差額	1,564	2.4	4,062	3.0	5,051	6.8	7,899
0.8	2,514	1.1	2,895	1.4	3,061	1.8	2,823	2.1	3,101	2.4	4,385	3.1	4,140	6.8	8,870
0.8	2,791	1.1	2,895	1.4	3,218	1.8	2,979	2.1	3,367	2.4	4,385	3.1	5,409	6.7	8,851
0.8	2,800	1.1	2,991	1.4	3,342	1.8	3,180	2.1	3,727	2.4	4,458	3.2	5,181	6.9	4,289
0.8	2,811	1.1	3,153	1.4	3,390	1.8	3,380	2.1	3,933	2.5	3,618	3.2	5,284	6.9	9,041
0.8	2,833	1.1	3,502	1.4	3,583	1.8	3,387	2.1	4,075	2.5	3,876	3.3	4,093	7.0	9,136
0.8	2,833	1.2	1,988	1.5	2,605	1.8	3,422	2.1	4,189	2.5	4,050	3.3	5,322	7.2	4,429
0.8	2,880	1.2	2,098	1.5	2,624	1.8	3,642	2.1	4,346	2.5	4,116	3.4	4,127	7.2	4,429
0.8	3,234	1.2	2,105	1.5	3,073	1.8	3,802	2.2	2,473	2.5	4,266	3.4	5,005	7.3	4,571
0.9	2,569	1.2	2,430	1.5	3,099	1.8	3,802	2.2	2,473	2.5	4,484	3.5	4,978	7.6	6,850
0.9	2,643	1.2	2,799	1.5	3,294	1.8	3,871	2.2	3,236	2.6	3,626	3.5	5,135	7.6	7,047
0.9	2,700	1.2	2,858	1.5	3,450	1.8	3,871	2.2	3,781	2.6	3,681	3.6	4,307	7.8	7,295
0.9	2,720	1.2	2,900	1.5	3,601	1.9	2,003	2.2	3,799	2.6	3,846	3.6	4,882	8.0	5,219
0.9	3,148	1.2	3,001	1.5	3,605	1.9	2,003	2.2	3,858	2.6	3,874	3.6	5,739	8.3	5,436
0.9	3,246	1.2	3,021	1.5	3,704	1.9	2,003	2.2	4,013	2.6	4,072	3.7	5,142	9.0	5,942
		1.2	3,027	差額	1,099			2.2	4,074	2.6	4,095	3.7	5,986	9.4	10,600
		1.2	3,110												

LPガス問題を考える会作成

9

調べてみました④

- 一戸建て持ち家の利用者156世帯で「契約締結時に契約書をもらいましたか」の問いに
①もらった45=28.8%、②もらわなかった14=9.0%、③解らない93=59.6%
- また、一戸建て賃貸・集合住宅持ち家・集合住宅賃貸79世帯で「入居時に不動産会社・LPガス事業者・大家等からLPガス料金システムの説明や文書をもらいましたか」の問いに
①もらった28=35.4%、②もらわなかった25=31.6%、③解らない25=31.6%の回答でした。
- 「もらわなかった」+「解らない」の回答が、それぞれ68.6%と63.2%を示しています。
- この要因として、
①第一に、販売業者の説明と情報提供が不十分なこと
②同時に、利用者・消費者の関心の弱さと業者任せの姿勢が、挙げられます。

アンケート調査の、自由記載で寄せられた消費者の声より

Q. LPガスについてのご不満やお知りになりたいことがありましたらお書きください

- 契約業者によって価格差があることは分かってはいたが、付き合いもあり契約していた。しかし、旧業者が大手に販売権？を売ったことで解約し、現業者にした。毎月700円程度安くなり驚いた
- 原油が値上がりするとLPガスもすぐ値上げする。もっと企業努力をしてほしい
- 適正価格が不明確である。砂川市内においては消費者協会で毎月価格調査を実施しているが(5販売店)、今月(5月)は基本料金の差が378円も違っている
- ボイラーを灯油からガスに切り換えたが(灯油が上昇きみといわれ)、やはりLPガスは高いと実感
- 基本料金が従量料金とくらべると高いと思います
- 石油製品は随分、昨年から見ると値下がりしているが、LPガスはあまり下がっていない
- 集合住宅に住んでいるので、他のLPガス業者にかえることができない現状。ほかのLPガス業者がどれくらいの価格で販売しているか知ることができれば、家を購入する際に参考になると思う
- 都市ガスに比べて高いのはなぜでしょうか。1㎡ごとの価格がお店によって違うのですが、何か基準があるのででしょうか。節電をしてガスを使用するとけっこう高いです
- 価格調査(道内)を見ると、当市(士別市)は高い基本料金だと思います。自宅は暖房とハイブリッド(エコジョーズ、電気と併用)のため、他より低い設定になっているが、都市ガスと比較しても高いと感じます
- 他のガスが選べないので、早く供給できるようにしてほしい
- 基本料金に大きな幅があるといいますが、なぜか知りたい
- 従量料金の体系について知りたい
- 管内においても、1000円ほどの価格差があるのはどうしてでしょうか
- 現在利用している小売店では、毎月の検針時、料金が記載されていなく、希望者にしか料金のお知らせ案内がないようである
- 現在契約している店からの「検針票兼請求書」には、月ごとのガス使用料金と消費税の金額が記されているだけで、基本料金などは記されていない
- お風呂は灯油ボイラーの方が安いと思うが、集合住宅でガス湯沸かし器になっている。ガス会社が新築の際、配管工事を無料するので、ガス湯沸かし器にしていると聞いた事があるが本当でしょうか？
- 近隣の市にいる姉のところは基本料金などが安いのはなぜ？
- 業界団体でどのような指導、取り組みがなされているのか知りたい

● 料金についての不満が圧倒的

10 全国LPガス協会「LPガス販売指針」より

LPガス販売事業者が守るべき5つの原則

5つの原則

LPガスの販売事業が適法・適正に行われるには、次の5つの原則が常に守られていなければなりません。

このうち一つでもおろそかにされれば、その事業活動は適法・適正ではなくなりますので、遵守することが必要です。

- 【1】 消費者のエネルギー**選択の自由**を尊重すること
- 【2】 **取引関係(契約の内容と締結)**が明確であること
- 【3】 継続的・安定的にガスを**供給する体制**が整っていること
- 【4】 **保安の確保**を不断の努力で全うすること
- 【5】 **料金算定方法などに合理性**があり、**消費者に理解**されていること

出典：エルピーガス振興センター

●消費者にとっても賛同できる内容です

契約関係

■書面の交付

「書面」は契約を結んだときに販売店から消費者に配布することとされています。
(液石法による義務)

液石法の(平成9年4月施行)に

- ①記載内容が具体化された
- ②特に料金構成やその内容を消費者にわかりやすく示すことの義務付け
- ③設備の所有関係について、消費者のものが販売店のものを明確に表示する



書面の主な内容

LPガスの種類

LPガスの引渡しの方法

料金

- 料金制度の内容(基本料金、従量料金など)
- 料金制度の考え方
(基本料金や従量料金には何が含まれるかなど)

設備の所有関係

(どれが販売店所有で、どれが消費者所有か)

設置、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

消費設備(ガス配管、給湯器、コンロなど)を販売店が所有している場合は、

- 利用料や支払方法
- 契約解除時に消費者が消費設備に係る配管を買い取る場合の金額や算定方法

消費者、販売店、保安機関の保安上の責任

出典：エルピーガス振興センター

●問題は現実とのギャップです

料金の透明性の確保①

料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。

LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスが**どのような商品**であり、その金額が**「いくら」**なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際にいわゆる14条書面で、「**価格の算定法**」※、算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、いわゆる**14条書面の交付**と同時に、消費者に「**価格の算定方法**」を含んだ「**料金表**」を交付しなければなりません。

料金を変更する際も「料金表」の再交付が必要です。

※「価格の算定方法」とは…液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法（例えば、「**料金＝基本料金＋従量料金×使用した量**」等）のことでありと記述されています。

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申し込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する**重要事項を書面で消費者に交付することが義務**付けられています。

出典：エルピーガス振興センター

料金の透明性の確保②

料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、**LPガス料金情報を積極的に提供**するよう努めなければなりません。具体的な方策としては、次のことについて十分な対応が必要です。

【1】料金表の作成と交付

- ①契約締結時に消費者に交付する料金表には、価格の算定方法を明記する必要があります。（例えば、基本料金〇〇〇〇円、従量料金1立方メートル当たり〇〇〇円）
- ②料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際には、消費者に事前に料金表を交付し、改定内容について十分説明し、理解を得る必要があります。

【2】情報提供の手段・方法

- ①標準的な料金表の備え置き
販売事業者は、自社の標準的な料金表を店頭に備えて置き、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金表に基づいて説明しましょう。
- ②ホームページ等の活用
販売事業者は、価格の算定方法・算定の基礎となる項目や標準的な料金をホームページ等により公表するよう努めましょう。

出典：エルピーガス振興センター

消費配管・ガス機器等の貸付

契約・解約時の注意事項

【1】説明すべき事項

消費者又は建物所有者(アパートの大家など)に対し、下記事項を十分に説明し了解を得る必要があります。

- ①消費配管や機器等の「所有権」が販売事業者にある場合には、その旨
- ②「利用料」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間
- ③契約解除時の「清算額の計算方法」

【2】書面への記載

いわゆる14条書面や契約時書面等に上記事項を明記する必要があります。

なお、貸付配管等がある場合には、後日のトラブル防止のために、いわゆる14条書面や契約時書面の他に、貸付配管等に関する契約を別途締結することが望ましいとされています。

【3】契約解除時の扱い

将来、契約解除の申し出があった場合には、販売事業者が所有する消費配管や機器等は、原則として適正な対価で所有権を移転する必要があります。

出典:エルピーガス振興センター

7つの保安業務

事業者課せられた保安業務

販売店は以下の保安業務を保安機関に委託できます(一部委託も可能です)

保安機関…LPガスの保安を行うためには認定を受ける必要があり、その認定を受けたものが保安機関となります。

【1】供給開始時点検・調整

LPガスの供給を開始するときに、設備の点検や調査を行います。

【2】容器交換時等供給設備点検

容器・圧力調整器、バルブ、供給管などの点検や調整を行います。

【3】定期供給設備点検

(4年に1回、設備によって6ヶ月、1年、2年に1回)
供給設備のガス漏れ試験などを行います。

【4】定期消費設備調査

(4年に1回、地下室は1年に1回)

ガス器具や給排気設備などの調査を行います。

【5】周知

(供給開始時及び2年に1回、設備によって1年に1回)
LPガスの使用上の注意などを記載したパンフレット等(周知文)を定期的に配付します。

【6】緊急時対応

消費者からの災害の発生などの連絡に対して迅速な措置を行います。(必要に応じ出動します。)

【7】緊急時連絡

消費者からの災害の発生などの連絡に対して迅速な措置を行います。
(出動を伴いません。集中監視センター等に該当)

出典:エルピーガス振興センター

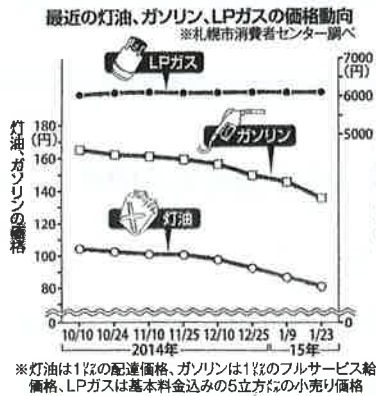
割高LPガス 不満の空気

全国一の北海道価格、苦情相次ぐ

NPO法人消費者支援ネットワーク北海道（札幌）や消費者センターの相談窓口で、LPガスの価格や契約に関する苦情が相次いで寄せられている。特に目立つのは、道外から道内に転居したアパートを借りた人からの相談。背景には、配送コストの高さなどから他の都府県より割高になる「北海道価格」があるといわれる。

関東の「倍以上」

「引越してきたアパートのガス料金が、以前の倍以上もする」。関東から札幌市内に移ってきた30代の女性は昨年10月、LPガスの価格に驚愕を感じ、支援ネットに相談した。LPガス販売業者からは、ガス料金を払えない場合に備えるためと、保証金1万5千円も請求された。女性は「生活にも支障が出る」と悩んでいたという。LPガスに関して支援ネット



に寄せられた相談は2013年度以降で計4年。中には、故障しているファンヒーターの使用料を払われ続けた、という苦情も。大層町事務所長は「新築するアパートでLPガスを使ってもおとろと、業者が配管工事代を肩代わりし、それを入居者が払うガス料金に上乗せしているケースもあり、料金設定が不透明」と指摘する。

料金にばらつき

北海道LPガス協会（札幌）によると、LPガス販売業者は道内に約1600社あり、約150万世帯に供給している。札幌市内でLPガスを使っている世帯は約6割を占める。都市ガスなどとは異なり、料金設定者が個々に設定している。石油情報センター（東京）の

かさむ配送コスト ■ 原油安 反映なく

調べでは、昨年末の道内のLPガス（5立方メートル）の平均小売価格は全国で最も高い約1400円。最も安い東京都は約1100円。高い業者により料金にばらつきがあるのも特徴で、札幌消費者センターによると、同市内の小売価格は4800円から7760円まで、大きな差がある（1月23日現在）。

また、昨年10月以降、原油相場の下落に伴い灯油やガソリンは値下がりが見られるが、同時に石油から作られるLPガスは高止まりしている。

道内は、配送距離長い、積雪でポンベの交換に手間がかかるなど、輸送コストがかさむ。その上、ガスインフラで不便なだけに使用量が少なく、1世帯当たりの使用量は全国平均の半分以下に落ちる。都市ガスや電気などの競合が本市などより少ない。これが原因となり、割高な価格設定になるという。

道央圏のあるLPガス販売業者は「冬場には除雪が手配されていない生活道路を走ってガスポンベを交換している。これでもギリギリの料金設定」と理解を求める。LPガスの価格が下がらないことについては、たきさんや重田さんが、灯油やガス、小売価格に反映するのには時間がかかる」としている。

利用者の苦情に対し、道LPガス協会は、利用開始前に料金と保証金の有無などの契約内容をしっかりと確認してほしい」と呼びかけている。

平成27年(2015年) 8月11日 (火曜日)

北海道版

札幌支局
〒060-0061
札幌市中央区南1条西11
第三1条ビル
電話 011(261)1932
FAX 011(261)9291

ガスLP「料金問題」に高い関心

書面交付・取引説明で格差 業者間の顧客管理もバラつく

道内

札幌市内で開催された「札幌市消費者支援ネットワーク」のLPガス料金問題への関心が高まっている。道内では、全国一高いLPガス料金と、一般紙などでたびたび報道されており、消費者が不安を感じている。道内では、LPガス料金の問題と、業者間の顧客管理のバラつきが問題となっている。

札幌市消費者支援ネットワークの調査によると、道内のLPガス料金は、全国で最も高い。これは、配送コストの高さや、インフラの整備不足などが原因とされている。また、業者間の顧客管理のバラつきも問題となっている。一部の業者は、書面交付や取引説明を徹底しているが、他の業者は、口頭での説明にとどまっている。この結果、消費者は、同じ道内でも、業者によって料金が大きく異なるという不満を抱えている。

道LPガス協会は、この問題を解決するため、業者に対して、書面交付や取引説明の徹底を求めている。また、消費者に対しては、LPガス料金の問題や、業者間の顧客管理のバラつきについて、注意を喚起している。消費者は、LPガスを利用する際には、業者の信頼性や、料金設定の透明性を確認することが重要であるとされている。

新聞報道より

出典：燃料油脂新聞より

我が家のLPガスチェックシート



- ☒ 1. 契約時にLPガス販売業者から契約書・料金表をもらいましたか
- ☒ 2. 契約書・料金システムの説明はありましたか
- ☒ 3. 料金システム、配管・ガス器具所有関係の説明はありましたか
- ☒ 4. 請求・領収書は、基本料金と従量料金が区別されていますか
- ☒ 5. 我が家のLPガス基本料金と1㎡単価は知っていますか
- ☒ 6. 原料費調整制度は実施されていますか
- ☒ 7. 毎月の請求書の内容は、チェックしていますか

行動提起! 学んで、調べて、行動してみませんか



1. 「我が家のLPガスチェックシート」で現状の確認をしましょう!
2. チェックして曖昧・不明な点は、契約書・請求書を調べてみましょう!
3. 調べて解らないこと・疑問な点は、販売業者に問い合わせましょう!

消費者団体は、これまで食品販売に於いて価格表示(単価表示)・産地表示・添加物表示・賞味期限表示などで、消費者が知りたい情報開示に向けて、行政・業界への働きかけを続け、法的整備も前進させてきました

LPガス料金は、公共性が強く・家計支出に占める割合も大きく、全国的な消費者課題として取り組む意義は大きいと考えます

LPガス問題を考える会では、今後学習パンフの普及と学習活動を推進すると共に、「消費者の知る権利」と「選択の自由」の拡大実現に向けて行政・業界への働きかけを推進していきます

みんなで、学んで、調べて、行動してみませんか!

LPガス問題のお問い合わせ先(LPガス問題を考える会呼びかけ団体)

- | | |
|--|-----------------|
| ○内閣総理大臣認定適格消費者団体認定
NPO法人消費者支援ネット北海道 | 電話011-221-5884 |
| 事務局長 大嶋 明子 | FAX011-221-5887 |
| ○一般社団法人北海道消費者協会 | 電話011-221-4217 |
| 専務理事 矢島 収 | FAX011-221-4219 |
| ○北海道生活協同組合連合会 | 電話011-841-8601 |
| 専務理事 山口 敏文 | FAX011-841-8605 |

L P ガス問題の取り組み報告と協力お願い

はじめに

L P ガスは、日本における全世帯の約 5 2 %、北海道では 6 4 % で使用されており、家庭生活にとって重要なエネルギーの一つとなっていますが、以前より、消費者からは、①料金が安い、②料金システムがよく分からない、③購入先を変更しようとしてトラブルになった、などの苦情や疑問が多く聞かれるところです。とりわけ、北海道内における L P ガス料金は他の地域との比較で高額・全国平均価格との価格差は年々拡大しています。

L P ガスの料金は、それぞれの販売事業者が価格を決め、自由競争の下で適正な価格が維持されるという建前がとられていますが、消費者が、一種の公共料金のように思っていて、業者を選べることを知らなかったり、集合住宅であるとか、地域の業者数が限られているなどの事情で、選択の余地が乏しい場合も少なくありません。また、これらのことも背景にあるのですが、販売事業者が、価格について消費者の理解を得るための努力や情報開示を十分に行っていないと思われる事例も見受けられます。

こうした状況を改善したいと考えて、適格消費者団体消費者支援ネット北海道（ホクネット）・北海道消費者協会・北海道生活協同組合連合会（道生協連）の 3 団体は、共同で「L P ガス問題を考える会」を立ち上げ、L P ガス取引の実態調査や事業者・行政・消費者それぞれに向けた取り組みを進めることとしました。以下ご報告致します。

1. この間の取り組み経過

- (1) 2015 年年明け、室工大生協組合員の L P ガス料金事前サンプル調査実施
- (2) 02. 14、L P ガス契約問題 110 番（2 時間で、20 数件の相談件数、ホクネット主催）
- (3) 04. 17、L P ガス問題を考える会発足
呼びかけ団体、適格消費者団体ホクネット、道消費者協会、道生協連
- (4) 価格推移分析とアンケート調査・請求書集約と分析（集計した請求書 91 社 318 枚）
- (5) 07. 13、L P ガス問題内部学習会実施（30 人参加）
- (6) 08. 06、北海道地方 L P ガス意見交換会参加（参加者名簿、資料参照）
- (7) 10. 03、L P ガス問題公開学習会開催 55 名参加（道庁・札幌市・道 L P ガス協会・L P ガス事業者・報道機関・一般消費者など参加）
- (8) 10. 06、日生協灯油・L P ガス問題学習懇談会参加（エネ庁・消費者庁・石油連盟・全国消団連・生協関係者他 50 名参加、北海道から福祉灯油と L P ガス取組報告）

2. 上記取組を通じて解ってきたことのポイント

- (1) 北海道と全国の平均価格の差は年々拡大している、合理的な理由がない
- (2) 基本料金・従量料金共に、業者間格差が大きく、納得しがたい差がある
- (3) 原油価格が大幅に下落しても L P ガス料金は高止まりしている、とんでもない差
- (4) 契約・料金システムで事業者の説明責任情報開示が不十分、消費者の関心も弱い
- (5) 自由料金制度にも関わらず競争原理が不十分で、選択の自由が保障されていない
- (6) 電力・ガスの全面自由化を控え消費者の不信は強く、L P ガス業界も改革が必要
- (7) L P ガス問題推進は、契約や料金に対する消費者の関心・意識の高まりが不可欠

3. 幾つかの問題意識

- (1) L Pガスは、全国の52%世帯が利用し公共性の強い商品であるにも関わらず、総じて其の検針・請求書の表現・項目レベルは、消費者の知る権利を充足するレベルとしては低い状況にあり、業者間格差が大きい事。
- (2) L Pガスは自由料金であるが、灯油やガソリンと比べて、原油価格の値下げが価格に反映されていない事、前提としての価格競争が十分に行われていない状況があり、「消費者の知る権利」と「選択の自由」の充足拡大の取り組みが必要な事。
- (3) L Pガス協会は、「L Pガス販売指針」を掲げ、あるべき目標を定め、改善姿勢を示しているが、「指針」と「実態」のギャップは大きく、消費者の業界不信となっている事。
- (4) 消費者運動は、これまで食品販売に於いて価格表示(単価表示)・産地表示・添加物表示・賞味期限表示などで、消費者が知りたい情報開示に向けて、行政への働きかけを続け、法的整備も前進させてきています。
また、灯油裁判や「葬祭事業」への取り組みでは、様々なハードルを乗り越えて、消費者の知る権利の獲得と適正価格を実現してきた実績があります。
- (5) L Pガス料金は、公共性が強く・家計支出に占める割合も大きく、全国的な消費者課題として取り組む意義は重要と考えます。
今回作成しました、L Pガス学習パンフレットが皆様のお役に立てば幸いです。

4. 取り組み課題と方向性

- (1) 全国課題への押上げと、協同・提携活動の強化
- (2) 行政・業界団体への要請・懇談会行動(北海道版)
 - ①2015年初冬に、道庁・産業局と北海道L Pガス協会へ
 - a. 経済産業局は、要請があれば受けますとのご返事
 - b. 道L P協会は、緩やかな懇談であれば受けますとのご返事
 - ②議員による、道議会での質問要請も検討
- (3) 追加調査、集合住宅・学生用アパートとマンションの実態調査
 - ①入居時の(新規も含めて)14条書面交付と料金システム説明
 - ②ガス器具と配管の所有者確認と、料金への反映と期限についてなど
- (4) L Pガス問題学習パンフ作成と学習会活動の推進
- (5) 検討が進む大学生協の取組強化(室工大生協・北大生協の事例)
大学生協では、学生組合員向けに、アパート・マンションの部屋の斡旋を、事業として進めてきている。
従来は、部屋の斡旋にあたって、間取り・建築年数・交通アクセス・家賃などの情報提供を進めてきたが、今後はL Pガスの基本料金・従量料金・ガス器具の減価償却費と残存月数などの情報を加えることを検討中
現在、大家さんへの協力を呼び掛けているが、多くの大家さんが、業者任せで実態を把握していない状況が解ってきています。(販売会社任せ)
生協理事会として、学生組合員の生活を守る取り組みとして、L Pガス問題を検討しています。

注記 道生協連としては、室工大生協・北大生協の取り組みに学んで、道内の大学生協に、取り組みを広める事を提案したいと思います。ご協力をお願いいたします。

LPガス流通価格推移

		CP \$/ton	CIF価格 円/m ³		卸価格 円/m ³		小売価格 円/m ³	
2014年度	1月	1,100	234.2					
	2月	1010	221.0	100.0	351.9	100.0	748.9	100.0
	3月	970	202.6	91.7				
	4月	855	185.3	83.8	322.6	91.7	731.8	97.7
	5月	770	179.6	81.3				
	6月	810	187.2	84.7	311.6	88.5	743.8	99.3
	7月	835	186.2	84.3				
	8月	820	183.9	83.2	310.4	88.2	744.4	99.4
	9月	780	181.5	82.1				
	10月	745	181.7	82.2	302.7	86.0	743.5	99.3
	11月	735	174.6	79.0				
	12月	610	165.1	74.7	285.5	81.1	742.2	99.1
2015年度	1月	550	140.0	63.3				
	2月	425	123.3	55.8	255.0	72.5	731.2	97.6
	3月	450	131.8	59.6				
	4月	500	133.1	60.2	260.8	74.1	723.2	96.6
	5月	460	126.9	57.4				
	6月	465	127.3	57.6	253.5	72.0	723.0	96.5
	7月	405	117.3	53.1				
	8月	395	117.2	53.0	243.8	69.3	719.8	96.1

15年8月/14年2月
15年8月－14年2月

39.1%

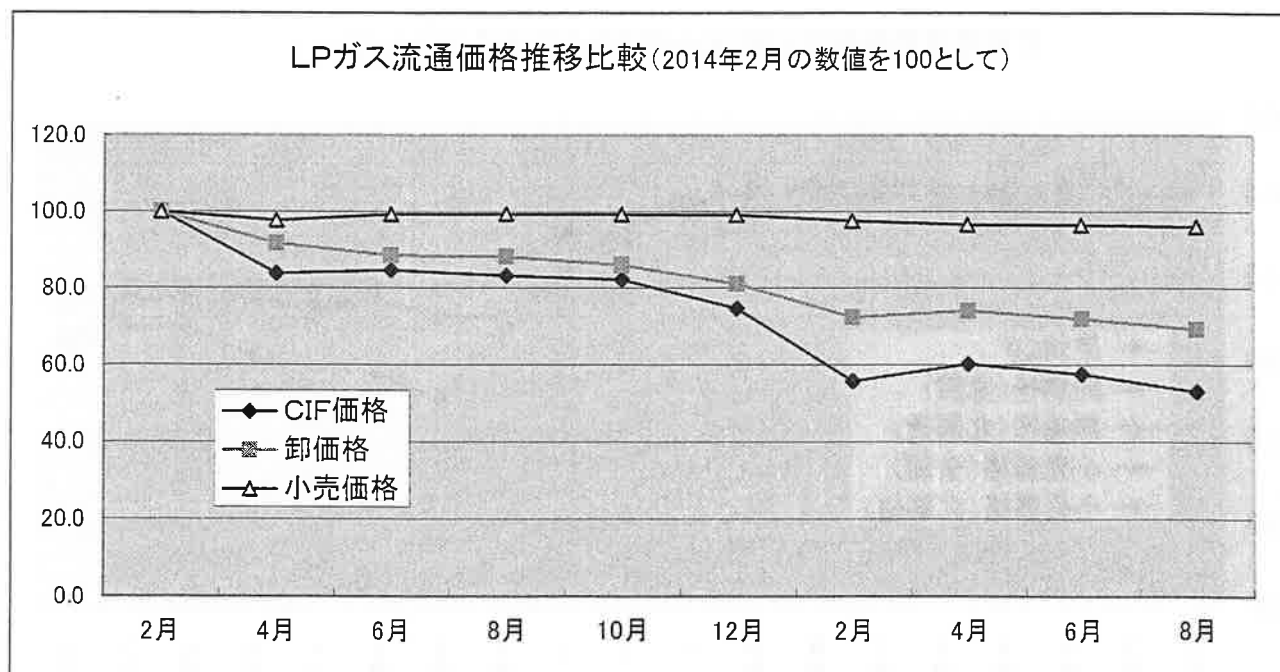
53.0%
-104

69.3%
-108

96.1%
-29

・卸売価格、小売価格：石油情報センター調査

小売価格は家庭用10m³全国平均価格(基本料金含む)を10で除したもの

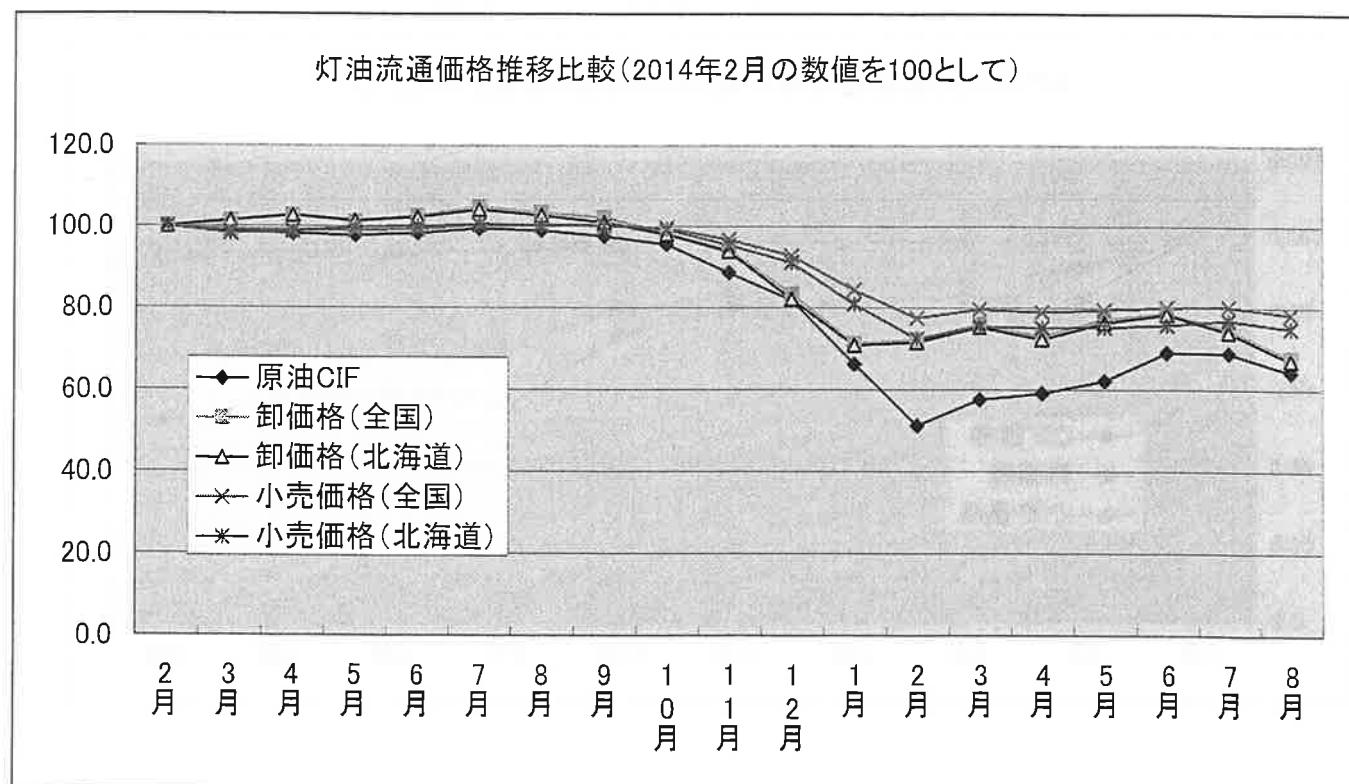


灯油流通価格推移

年	月	原油CIF		卸価格(全国)		卸価格(北海道)		小売価格(全国)		小売価格(北海道)	
		円/L		円/L		円/L		円/L(税抜)		円/L(税抜)	
2014年度	1月	74.63		89.4		88.5		105.3		102.2	
	2月	71.73	100.0	85.7	100.0	85.2	100.0	104.3	100.0	99.5	100.0
	3月	70.89	98.8	86.9	101.4	86.4	101.4	103.5	99.2	97.8	98.3
	4月	70.52	98.3	88.1	102.8	87.6	102.8	103.5	99.2	98.3	98.7
	5月	70.12	97.8	86.7	101.2	86.4	101.4	103.4	99.1	99.5	100.0
	6月	70.57	98.4	88.0	102.7	87.2	102.3	103.7	99.3	99.5	100.0
	7月	71.42	99.6	89.9	104.9	88.8	104.2	104.8	100.5	100.2	100.6
	8月	71.04	99.0	88.7	103.5	87.6	102.8	104.9	100.5	99.9	100.4
	9月	70.03	97.6	87.6	102.2	86.1	101.1	104.6	100.3	99.7	100.2
	10月	68.59	95.6	84.4	98.5	83.6	98.1	104.0	99.7	98.9	99.3
	11月	63.58	88.6	80.9	94.4	80.0	93.9	101.0	96.8	95.0	95.5
	12月	58.79	82.0	71.5	83.4	70.0	82.2	96.9	92.9	90.8	91.2
2015年度	1月	47.54	66.3	61.2	71.4	60.4	70.9	88.1	84.5	80.6	80.9
	2月	36.78	51.3	61.9	72.2	61.0	71.6	81.0	77.6	72.2	72.5
	3月	41.29	57.6	65.2	76.1	64.2	75.4	83.2	79.7	75.0	75.4
	4月	42.36	59.1	62.6	73.0	61.6	72.3	82.5	79.0	74.8	75.2
	5月	44.61	62.2	66.2	77.2	65.1	76.4	83.0	79.6	74.9	75.3
	6月	49.58	69.1	67.5	78.8	66.8	78.4	83.7	80.2	75.5	75.8
	7月	49.41	68.9	64.1	74.8	63.1	74.1	83.8	80.3	76.7	77.1
	8月	46.14	64.3	58.2	67.9	57.2	67.1	81.8	78.4	74.6	75.0

15年8月/14年2月 64.3% 67.9% 67.1% 78.4% 75.0%
15年8月－14年2月 -26 -28 -28 -22 -25

・卸売価格、小売価格：資源エネルギー庁調査
小売価格は配達価格（給油所以外）



LPガスについてもっと知ろう ～その料金の仕組みや契約は

LPガスは広域な北海道においては、容器にLPガスを充てんし、各戸に配送する仕組みのため、都市ガスなどの設備が整っていない地域では必要不可欠なエネルギーの一つになっています。その一方、販売関係(契約の内容と締結)については、不透明さや説明も不十分であるなどの苦情が多いです。それにもまして、以前より「北海道価格」と言われているように本州よりも 2 割強ほど高いLPガス料金設定があり、その価格差は広がる傾向にあります。生活者の視点にて、この問題を考えてみましょう。

日 時: 平成27年 10 月 3 日(土)
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場 所: ホテルポールスター札幌
2Fポールスターホール メヌエット
(札幌市中央区北 4 条西 6 丁目)

申込締切: 9 月 28 日(月)

参加費無料

内容(タイムテーブル)、申込方法は
裏面をご参照ください

主催: LP ガス問題を考える会

LPガス問題を考える会は、認定NPO 法人消費者支援
ネット北海道・(一社)北海道消費者協会・北海道生活協
同組合連合会の 3 団体で構成しています



【タイムテーブル】(予定)

- LP ガス契約の問題提起 13:30～
(一社)北海道消費者協会 専務理事 矢島 収
- LP ガスに関わる相談の傾向 13:40
札幌市消費者センター
- 北海道内の LP ガス使用者へのアンケート結果報告 13:55～
北海道生活協同組合連合会 事務局長 川原 敬伸
- 法律からみた LP ガス契約に関わる諸問題 14:10～
認定 NPO 法人消費者支援ネット北海道理事 谷村 庄市

***** 休憩 (10 分) *****

- 参加者との意見交換 14:35～
 - ◆コーディネーター
認定 NPO 法人消費者支援ネット北海道 専務理事 道尻 豊
 - ◆登壇者
北海道消費者協会 矢島 収
行政関係者
北海道生活協同組合連合会 川原 敬伸
認定 NPO 法人消費者支援ネット北海道理事 谷村 庄市
- まとめ 15:20～
北海道生活協同組合連合会 専務理事 山口 敏文

申込み
問合せ

内閣総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道

Tel 011-221-5884 (月～金 10:00～16:00) Fax 011-221-5887

■参加申込みについて■

下枠内に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールでお申し込みください。

※FAXの場合、下欄を切り離さないで、この用紙のまま送信して下さい。

FAX 011-221-5884

メール info_hokkaido@hocnet1222.jp

参加申込

H27.10.3/LPガス

申込者氏名(複数名でお申し込みの場合、すべての方のお名前をご記入下さい)

.....
..... (合計 名)

所 属 消費者協会 生協連 ホクネット その他(.....)

連絡先(電話番号)